

適正計量管理事業所指定の手引き

1. 指定等の事務手続き

< 共通事項 >

- 届出等の様式については↓こちら（県ホームページ）をお使いください。
<https://www.pref.yamanashi.jp/keiryō/48635482614.html>
- 下線がある書類については、事業者控えとして副本に県の受領印を押印してお返しします。
- 郵送で手続きする場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- 必要に応じて現地調査を行います。

(1) 指定の申請

指定対象：適正計量管理事業所（特定計量器を適正に管理し使用する事業所）

< 指定の基準 >

- 特定計量器の種類に応じて、計量士が当該事業所で使用する特定計量器について、計量法施行規則で定められている検査を定期的に行うものであること。
- 当該事業所にその従業員であって適正な計量管理を行うために必要な業務を遂行することを職務とする者（以下「適正計量管理主任者」という。）が必要な数だけ置かれ、必要な数の計量士の指導の下に適正な計量管理が行われていること又は当該事業所に専ら計量管理を職務とする従業員であって計量士の資格を有する者が必要な数だけ置かれ、適正な計量管理が行われていること。
- 当該事業所における適正計量管理主任者及び従業員が、当該事業所の計量管理を行う計量士により計画的に量目の検査その他の計量管理に関する指導を受け、それに基づき量目の検査及び特定計量器の検査を定期的に行っていること。
- 当該事業所の計量管理を行う計量士の指導の下に当該事業所における計量管理の内容及び方法を記載した計量管理規程を定め、これを遵守していること。
- その他適正な計量管理を行うため、次の事項を遵守するものであること。
 - ・ 当該事業所における計量管理を行う計量士が、その職務を誠実に行うこと。
 - ・ 申請者は、計量管理に関し、計量士のその職務を行う上での意見を尊重すること。
 - ・ 当該事業所の従業員が、当該事業所の計量管理を行う計量士がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従うこと。

<使用する特定計量器の種類と計量士>

使用する特定計量器の種類	計量士
下記以外の特定計量器	一般計量士
○ 濃度計のうち次のもの ・ ジルコニア式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五体積百分率以上二十五体積百分率以下のもの ・ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五十体積百分率以上のもの ・ 磁気式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五体積百分率以上二十五体積百分率以下のもの ・ 紫外線式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五十体積百分率以上のもの ・ ホ 紫外線式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が二十五体積百分率以上のもの ・ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計 ・ 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計 ・ 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計のうち、最小の目量が百体積百分率未満のもの及び最小の目量が百体積百分率以上二百体積百分率未満のものであって計ることができる最高の濃度が五体積百分率未満のもの ・ 化学発光式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が二十五体積百分率以上のもの ・ ガラス電極式水素イオン濃度検出器 ・ ガラス電極式水素イオン濃度指示計	環境計量士（濃度関係）
○ 騒音計 ○ 振動レベル計	環境計量士（騒音・振動関係）

（特定市の区域内にある事業所に係る指定申請を行う場合は、特定市を経由して提出すること。
以下、変更届等の場合も同様。）

必要書類	1 適正計量管理事業所指定申請書（正副 2 通） 2 適正計量管理事業所指定検査申請書（正副 2 通） ※ 特定市の区域内にある事業所に係る検査申請は、特定市が定める方法（様式・手数料額・納付方法等）によること。 3 計量管理の方法に関する事項を規定した書類（1 部） 4 事業所及び事業所付近の見取図（1 通）
手数料	申請手数料 2, 5 5 0 円 検査手数料 7, 4 0 0 円

(2) 変更届

①氏名又は名称、住所の変更

必要書類	<u>1 指定申請書記載事項変更届（正副 2 通）</u>
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1 通）
	3 指定書（ある場合のみ） ※ 日本郵政・日本郵便についてはなし。
手数料	なし

②代表者の変更

必要書類	<u>1 指定申請書記載事項変更届（正副 2 通）</u>
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1 通）
手数料	なし

③事業所の名称及び所在地の変更

必要書類	<u>1 指定申請書記載事項変更届（正副 2 通）</u>
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1 通）
	3 指定書（ある場合のみ） ※ 日本郵政・日本郵便についてはなし。
	4 変更したことがわかるもの（必要な場合のみ）（1 通）
	5 事業所及び事業所付近の見取図（1 通）
手数料	なし

④使用する特定計量器の変更

必要書類	<u>1 指定申請書記載事項変更届（正副 2 通）</u>
	2 変更したことがわかる特定計量器の一覧表（1 通）
手数料	なし

⑤計量士の変更

必要書類	<u>1 指定申請書記載事項変更届（正副 2 通）</u>
	2 計量士登録証の写し（1 通）
手数料	なし

⑥計量管理の方法に関する事項の変更

必要書類	<u>1 指定申請書記載事項変更届（正副 2 通）</u>
	2 計量管理規程（1 部）
手数料	なし

⑦譲渡による氏名または名称の変更

※指定に係る事業の全部を譲り受けたことにより適正計量管理事業所の地位を承継した場合

必要書類	1 指定申請書記載事項変更届（正副 2 通）
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1 通）
	3 指定書（ある場合のみ） ※ 日本郵政・日本郵便についてはなし。
	4 事業譲渡証明書（1 通）
手数料	なし

⑧事業合併による名称の変更

必要書類	1 指定申請書記載事項変更届（正副 2 通）
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1 通）
	3 指定書（ある場合のみ） ※ 日本郵政・日本郵便についてはなし。
手数料	なし

⑨相続による氏名または名称の変更

※相続により修理事業者の地位を承継した場合

必要書類	1 指定申請書記載事項変更届（正副 2 通）
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1 通）
	3 指定書（ある場合のみ） ※ 日本郵政・日本郵便についてはなし。
	4 事業承継同意証明書（個人の場合は相続証明書）（1 通）
手数料	なし

⑩事業継承による氏名又は名称の変更

※分割により修理事業者の地位を承継した場合

必要書類	1 指定申請書記載事項変更届（正副 2 通）
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1 通）
	3 指定書（ある場合のみ） ※ 日本郵政・日本郵便についてはなし。
	4 事業承継証明書（1 通）
手数料	なし

（3）廃止届

必要書類	1 事業廃止届（2 通）
	2 適正計量管理事業所報告書（1 通） ※ 廃止年度の廃止日までの実績
手数料	なし

2. 遵守事項

（1）計量士等の配置

指定を受ける事業所において適正な計量管理を行うため、事業所規模等に応じて必要な人数の計

量士を配置し、以下の計量管理を実施できる立場に置く必要があります。

- 取引証明に使用する特定計量器の法定検査（定期検査）を行うこと。
- 適正計量管理主任者及び従業員に対する計画的な量目の検査その他の計量管理に関する指導を行うこと。

※ 適正計量管理主任者については、特別な資格制度はありません。

- 量目の検査その他の計量管理を実施すること。
- 計量士の指導の下に計量管理規程を定め、これを遵守すること。

（2）計量管理規程の作成

計量管理規程に記載すべき事項は次のとおりです。

- 計量管理を実施する組織
- 使用する特定計量器の検査の実施の方法及び時期
- 使用する特定計量器の検査のための設備の保管及び整備の方法
- 計量の方法及び量目の検査の実施の方法及び時期
- その他計量管理を実施するため必要な事項

※ なお、使用する特定計量器について計量士が行った検査の結果は、帳簿に記載し、3年以上保存する必要があります。

（3）年度報告

使用する特定計量器の前年度の管理状況を毎年4月末日までに報告してください。

必要書類	1 適正計量管理事業所報告書（1通）
------	--------------------

【問い合わせ先】

山梨県計量検定所

〒406-0035 山梨県笛吹市石和町広瀬 785

TEL：055（261）9130 FAX：055（261）9132